

議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年 9 月 1 日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報 第 8 号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 5 報 第 9 号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報 第 10 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 7 請願第 1 号 下呂市内小中学校の特別支援学級の学業支援員の増員を求める請願
- 日程第 8 請願第 2 号 国民健康保険制度の都道府県化に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 9 陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 日程第10 承 第 9 号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第11 同 第 4 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同 第 5 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第13 同 第 6 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同 第 7 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議 第 76 号 財産の取得について
- 日程第16 議 第 77 号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 第 78 号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第 79 号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第 80 号 下呂市債権管理条例について
- 日程第20 議 第 81 号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議 第 82 号 下呂市子育て・保育ステーション条例について
- 日程第22 議 第 83 号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議 第 84 号 下呂市土地開発事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議 第 85 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議 第 86 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議 第 87 号 財産の譲与について
- 日程第27 議 第 88 号 財産の譲与について
- 日程第28 議 第 89 号 財産の譲与について
- 日程第29 議 第 90 号 財産の譲与について

- 日程第30 議 第 91号 下呂財産区財産の譲与について
- 日程第31 議 第 92号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第32 議 第 93号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第33 議 第 94号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議 第 95号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第35 議 第 96号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第36 議 第 97号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議 第 98号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議 第 99号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第39 議 第100号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第40 議 第101号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第41 議 第102号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議 第103号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議 第104号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第44 認 第 1号 平成28年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第45 認 第 2号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第46 認 第 3号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第47 認 第 4号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第48 認 第 5号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第49 認 第 6号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第50 認 第 7号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第51 認 第 8号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第52 認 第 9号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第53 認 第10号 平成28年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第54 認 第11号 平成28年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第55 認 第12号 平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第56 認 第13号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

出席議員（14名）

議長	伊藤 嚴 悟	1番	尾里 集 務
2番	中島 ゆき子	3番	田中 副 武
4番	今井 政 良	5番	今井 政 嘉
6番	各務 吉 則	7番	宮川 茂 治
8番	中島 博 隆	10番	一木 良 一
11番	吾郷 孝 枝	12番	中島 新 吾
13番	中島 達 也	14番	中野 憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部 秀 洋	副市長	村山 鏡 子
教育長	大屋 哲 治	市長公室長	桂川 国 男
総務部長	星屋 昌 弘	監査委員	杉山 好 巳
健康福祉部長	岡崎 和 也	農林部長	今井 藤 夫
観光商工部長	細江 博 之	建設部長	長江 寛
生活部長	二村 忠 男	環境部長	岩佐 靖
理事兼 環境施設対策監	今井 雅 彦	萩原 振興 事務所長	大坪 仁 文
小坂 振興 事務所長	林 利 春	下呂 振興 事務所長	齊藤 和 弘
金事 山務 事務所長	加藤 和 男	馬瀬 振興 事務所長	見廣 誠
消防長	田口 伸 一	金事 山務 病院長	加藤 宗 広
教育部長	青木 克 裕	理事兼公の施設、 債権管理対策監	二村 尚 彦
会計管理者	山中 昌 弘		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村 勝 浩	書 記	見廣 洋 始
書 記	青木 秀 史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。よって、平成29年第4回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤巖悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 各務吉則君、7番 宮川茂治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤巖悟君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤巖悟君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第8号について（報告・質疑）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第4、報第8号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を

求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、報第8号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報第8号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成29年9月1日提出。

事業報告及び決算につきましては、5月12日に開かれました文化財団の理事会及び5月29日の評議員会で承認をされたものでございます。

それでは、次のページからの平成28年度事業報告書及び収支決算書、3ページをお開きください。

初めに、事業報告でございます。

下呂交流会館指定管理事業につきましては、例年開催されるスポーツ大会や合宿に加えて、日本青年会議所岐阜県ブロック2016、全国レクリエーション大会の大規模な大会がどちらも1,000人規模で開催されたこと、運動会プランにおいては約600人の利用などにより、利用者数は約8万5,000人で、前年比約2,700人の増加となりました。そのうち、宿泊者数は約1万2,000人で、前年比約1,600人の増加となりました。

施設整備面では、階段の手すりの増設、臨時駐車場の拡幅、マルチスタジオ・スクリーンの増設、防犯カメラの増設等、行われております。

自主事業につきましては、鑑賞型では、演歌、フォーク、演劇、太鼓、映画に加え、市民協働で行うシナジーナイト4公演、普及啓発型ではダンスのワークショップ及び市内3小学校へのアウトリーチと、演劇というジャンルのファンづくりを目指した演劇ワークショップが開催されており、この演劇ワークショップでは、下呂交流会館での観劇のほか、名古屋市の劇場へ出向いた観劇会も2回開催されております。

地域貢献型としては、無料のミュージカル公演「心魂ソング&ダンス」と、下呂温泉病院へのアウトリーチを、また社会福祉協議会との共同開催では、アクティブサポーターズとの市民協働市民交流イベント「ハートビート下呂」、「まめ1ライブ」及びピアノ体験イベントが開催されております。

安心・安全で市民に愛される施設として、これら会館の管理運営につきまして、日々務めていただいております。

地域文化、伝統文化の保護・育成と芸術の普及・向上、文化の創造を目的とした財団独自事業、基本財産の運用益によるふるさと文化振興事業につきましては、今年度特別事業として、下呂市内をイメージして、二胡奏者のウェイウェイ・ウーさんが作曲された楽曲「せせらぎ」を市内写

真クラブが撮影された画像に合わせて演奏するという企画を行い、大変上質な芸術作品に仕上がっており、高い評価を得ております。

そのほか、「歴史探訪ⅩⅢ」では、馬瀬地域の探訪をいたしました。ふるさと講座では、劇場アニメ「君の名は。」で声優と方言監修をされた、下呂市出身のかとう有花さんをお招きした講演会を、下呂石に関する調査研究ではDVDの作成を、またふるさと文化振興助成金については6団体に交付を行い、市民主体の文化活動に活用いただいております。

4ページは、平成28年度の理事会・評議員会の開催状況でございます。

5ページ、6ページは役員名簿、7ページから12ページは平成28年度の実施事業の詳細を示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、平成28年度決算につきまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では、現金預金、未収金、仮払金合わせて2,791万5,957円、固定資産では、基本財産として、定期預金、投資有価証券合わせて1億円となっております。

資産合計は、1億2,791万5,957円となっております。

負債の部、流動負債では、未払金2,223万6,799円。主なものは、指定管理料余剰金返還金としまして1,312万1,286円、そのほか3月分の電気料などがございます。

未払消費税等の215万8,800円は、消費税の確定によります金額となっております。

これら全ての負債の合計は、2,477万5,883円となっております。

次の15ページは、正味財産の増減計算表となっております。

一般正味財産増減の部では、経常収益は基本財産の受取利息、事業収益、この事業収益は主に指定管理料で、合計で1億5,482万3,232円となっており、事業や管理に要した経常経費の合計が1億5,512万8,357円で、当期の経常増減額はマイナスの30万5,125円となりました。経常外増減の部で、一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして、正味財産期末残高が1億314万74円となっております。

16ページは、今ほど申し上げました15ページの明細でございまして、文化財団のふるさと文化振興事業、それから下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

17ページは、今説明を申し上げた財務諸表に対する注記で、基本財産の1億円の内訳などとなっております。

19ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容、20ページが財団の監事によります監査報告で、平成29年5月9日に監査をいただいております。

21ページからは、平成29年度の事業計画及び収支予算書となっております。

22ページをお開きください。

平成29年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画でございます。

平成29年度は、10月に「商工会女性部全国大会 in 岐阜」が、2月には「東海四県スポーツ推進委員研究大会」が2,500人から3,000人規模で開催されます。この大型事業を迎えるに当たり、

安全対策等を含む十分な打ち合わせを行い、当日はホスピタリティーあふれる気持ちで接客に当たられるとともに、これまでどおり観光協会の誘致宣伝委員会及び下呂市観光課の特別誘致対策協議会等と連携を図りながら、コンベンション誘致に努め、特に多くの宿泊を伴う大型の大会や会議などについては、早期の予約を可能とする配慮をした上で、コンベンション助成制度の紹介をしながら、利用促進につなげたいとされております。

下呂交流会館は、今年度で開館8年目を迎え、施設のメンテナンスや機材の更新時期となるものがふえてきております。適切なタイミングでこれらを行うことで、安全な施設、安定した運営に心がけるとされております。

自主事業では、鑑賞型としてフォーク、クラシック、ジャズ、演劇、映画など、多彩なジャンルの公演を予定されております。普及型としてはワークショップ、アウトリーチを組み込んだピアノ事業、また28年度に続き、事前勉強と都市部での公演の鑑賞をセットにした「プレトークつき鑑賞会」などの予定、また「たくみ隊」「もてなし隊」などのアクティブサポーターズや一般市民と協働しながら、シナジーナイトの4公演、ハートビート、まめ1ライブ等の市民参加・市民交流事業を進めるとされております。

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業につきましては、文化に関する研究会、講演会として、「歴史探訪」及び「ふるさと講座」の開催、また市内で独自に文化事業に取り組みます団体や新たな文化・芸術の定着を目指した団体等に対して、ふるさと文化振興助成金を活用した支援、さらに地域の歴史、文化、自然の調査・研究については、3カ年連続事業である「下呂石に関する映像作成」の最終年度として、成果を期待したいとされております。

23ページから27ページが今年度の事業内容となっております。

28ページをお開きいただきたいと思います。

28ページ、29ページは29年度の収支予算となっております。

事業活動収入としましては、指定管理料1億2,760万2,000円を含め、合計で1億4,983万9,000円を見込んでおられます。

事業活動支出では、ふるさと文化振興事業、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費として、1億4,983万9,000円が計上されております。

この予算につきましては、2月28日の理事会、3月28日の評議員会で承認をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

ちょっと、この表というか、決算の見方がいまいちわからないのでお聞きしますが、まず8ページの事業企画のほうなんですけれども、事業企画でこのような鑑賞型とか普及型のものをやられたことは、ここでわかります。その後、今度、ふるさと文化振興事業の10ページからのやつもあるんですけれども、こちらだと参加人数が全部ここに記載されております。それに対して、8ページのものは、実施日は書いてあるんですけど、参加人数とか、あと、これに対する収支が、正味財産計算表の中にがっばりと多分含まれていると思うんですが、自主事業をやるためにどれだけのお金がかかって、どれだけの収益を上げて、どれだけの利用者があったかということは把握されているのでしょうか。また、それは公開はされないのでしょうか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

申しわけございません。この報告書の中には、今おっしゃられた人数であったり、収入支出の経費の部分が記載されておられません。別様で、そういう収支内容、それから人数等については、資料はいただいておりますので、またどこかでこれについてはお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

あくまでも、ここも指定管理でやっているということで、指定管理料が発生していますので、その指定管理料の中にこういったものも含まれて支出されているということが、大体これで見えてくると思うんですけれども、それであればなおさら、やはりこういったものをここに報告しないということの理由がちょっとわからないのと、あと今後、これは決算とか予算委員会なんかで、今後の指定管理料の算定の根拠とか、そういったものの中にも、この場合、かなり大きな指定管理料になりますので、そういったことに努めていただきたいと思いますけど、その辺、市長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

そもそも、議員も御存じかと思いますが、この交流会館の建設に当たっては、交流人口の増加ということを目的として建設をされた経緯がございます。そんな中で、事業についても、当然、私どもも内容については十分精査していく必要があると思っておりますし、指定管理料についてもしっかり、今までも戻し等はしていただいておりますが、もっと明確に、実際にその事業が有効なものかどうか、検証してまいりたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかにございませつか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

◎報第9号及び報第10号について（報告・質疑）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第5、報第9号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第10号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の30ページをお開きください。

報第9号、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に係る財政健全化判断比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

下呂市の平成28年度の比率は、報告書のとおりでございます。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字、または資金剰余金が生じているため、比率はございません。

実質公債費比率は、前年度より0.1ポイント悪化して、12.8%でございます。この比率は、過去3カ年、平成26年度から28年度の平均で算出するもので、主に平成27年度と比較しまして、分母となる標準財政規模が0.37%減少したことと、一般会計が負担する、分子となる元利償還金等が増加したことによるものでございます。

将来負担比率につきましては0.8%で、前年度に比べ9.3ポイント改善しております。これは、今後見込まれます普通交付税に算入される公債費等の基準財政需要額が12億5,116万3,000円の減となったものの、公営企業債等繰入見込み額が9億1,804万6,000円減少したことと、地方債の発行抑制などにより、地方債現在高が9億359万6,000円減少したこと、さらには積極的な基金積み立てにより、充当可能基金が4億7,734万8,000円増加したことで、分子の額を減少させ、改善につながったものでございます。

下呂市におきましては、いずれの比率も国の示した早期健全化基準を下回っており、健全段階でありますので、御報告させていただきます。平成29年9月1日提出。

続きまして、次のページ、31ページをお開きください。

報第10号、資金不足比率について報告させていただきます。

この報告につきましても、報第9号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業会計の平成28年度決算に係る資金不足比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

本来ならば、公営企業会計ごとに担当部署より報告すべきものですが、総務部でまとめて報告させていただきます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、国が示す経営健全化基準20%以上となった場合に、経営健全化計画を定めなければなりません。

下呂市におきましては、報告書のとおり、資金不足が生じた公営企業会計はないため、平成28年度の資金不足比率については、該当はないことを報告させていただきます。平成29年9月1日提出。

以上、報告させていただきます。

○議長（伊藤巖悟君）

ただいま報告のありました報第9号及び報第10号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

それでは、平成28年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらんください。

2枚目に、健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を載せております。

この審査は、市長から提出されました平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の期間は、7月21日から7月31日までです。

その結果、審査に付されました、先ほど報告の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本2件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号について（委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

続きまして、日程第7、請願第1号 下呂市内小中学校の特別支援学級の学業支援員の増員を求める請願、日程第8、請願第2号 国民健康保険制度の都道府県化に関する意見書の採択を求める請願、日程第9、陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情、

以上3件について、お諮りをいたします。

請願2件、陳情1件につきましては、お手元に配付しております付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願2件、陳情1件につきましては、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎承第9号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第10、承第9号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

承第9号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の32ページをお開きください。

承第9号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

御嶽山五の池小屋裏の山ども改修工事について、早急に予算を補正し、対応する必要があり、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、33ページは専決処分書です。

続きまして、34ページをお開きください。

専第13号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきますので、議案書の38ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は財政調整基金からの繰り入れ1,300万でございます。

1枚めくっていただき、39ページをごらんください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目自治振興費は工事請負費です。御嶽山五の池小屋裏の山ども改修工事費として1,359万2,000円を増額するものでございます。

14款予備費は、財政調整のため、59万2,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

承第9号 専決処分の承認について（平成29年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、承第9号について承認することに決定いたしました。

◎同第4号及び同第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第11、同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

同第4号及び同第5号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

40ページをお願いいたします。

同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。平成29年9月1日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

記、氏名、池戸年夫。住所、年齢、また表彰領域、功績については記載のとおりでございます

ので、御確認をいただきます。

続いて、41ページをお願いいたします。

同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。平成29年9月1日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

記、氏名、二村明。住所、年齢、その他につきましては記載のとおりでございますので、御一読を願いたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明いただきました同第4号及び同第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第4号及び同第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、同意することに決定いたしました。

同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

◎同第6号及び同第7号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第13、同第6号 下呂市教育委員会委員の任命について、日程第14、同第7号 下呂市教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

同第6号及び同第7号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

42ページをお願いいたします。

同第6号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、細江洋一郎。住所、年齢は記載のとおりでございます。平成29年9月1日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 細江大嗣氏が平成29年8月31日をもって辞職したので、その後任として細江洋一郎氏を任命するもの。なお、任期は同法第5条の規定により、細江大嗣氏の残任期間とする。

続きまして、43ページをお願いいたします。

同第7号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、三木朋哉。住所、年齢は記載のとおりでございます。平成29年9月1日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 川上正樹氏が平成29年8月31日をもって辞職したので、その後任として三木朋哉氏を任命するもの。なお、任期は同法第5条の規定により、川上正樹氏の残任期間とする。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明をいただきました同第6号及び同第7号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第6号及び同第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第6号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、同第6号については同意することに決定いたしました。

同第7号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、同第7号については同意することに決定いたしました。

◎議第76号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第15、議第76号 財産の取得についてを議題といたします。

議第76号の提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の44ページをお開きください。

議第76号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台。
2. 取得の方法、指名競争入札。
3. 取得価格、1,937万5,200円。
4. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防

株式会社代表取締役 谷口欣也。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

下呂市消防団金山方面隊第3分団第2部（大船渡）に配備の消防ポンプ自動車が、購入後25年を経過し、経年劣化のため災害対応に支障を来している。消防ポンプ自動車を再配備するための予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

1枚めくっていただきまして、45ページ、入札執行結果公表一覧表でございます。

消防ポンプ自動車の入札価格、入札結果はこちらに記載の内容でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明いただきました議第76号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第76号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第76号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第76号については原案のとおり可決されました。

◎議第77号から議第91号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第16、議第77号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第78号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第79号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第80号 下呂市債権管理条例について、日程第20、議第81号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第82号 下呂市子育て・保育ステーション条例について、日程第22、議第83号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第84号 下呂市土地開発事業に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第85号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第86号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第87号 財産の譲与について、日程第27、議第88号 財産の譲与について、日程第28、議第89号 財産の譲与について、日程第29、議第90号 財産の譲与について、日程第30、議第91号 下呂市財産区財産の譲与について、以上15件を一括議題といたします。

まず初めに、議第77号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

議案書の46ページをお開きください。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、議第77号でございます。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

下呂市地域コミュニティ施設である下呂市萩原羽根中央集会所、下呂市門原集会所及び下呂市瀬戸集会所について、公の施設の見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、49ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、この理由につきましては、今ほどの提案理由と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要、(1)下呂市萩原羽根中央集会所、下呂市門原集会所及び下呂市瀬戸集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、平成29年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第78号から議第80号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の50ページをお開きください。

議第78号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由。

平成30年3月から、コンビニエンスストアの多機能端末機で、個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明しますので、54ページをお開きください。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、平成30年3月から、コンビニエンスストアの多機能端末機で、個人番号カードを使用して住民票や戸籍の写し、各種税務証明書等の交付ができるよう準備を進めております。これにあわせ、多機能端末機で印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものでございます。また、条例表記の一部もあわせて改正をします。

2. 概要、(1)「既に印鑑の登録を受けている者」を「印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）」に改め、該当する語句も同様に改めます。第4条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条関係でございます。

(2)多機能端末機に利用者証明用電子証明が記録された個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることを定めます。第10条の2関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第10条の2を加える改正規定は公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、55ページをお開きください。

議第79号 下呂市税条例の一部を改正する条例について。

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部が平成29年4月1日の翌日以降に施行されたこと及び都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年6月15日に施行されたこと等に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

60ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1) 地方税法の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。制定附則第5条関係でございます。平成29年度の税制改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万に引き上げられることなどの改正によるものでございます。

(2) 都市緑地法の改正に伴い、市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準額に乗ずる割合を3分の2に定めるものでございます。制定附則第10条の2関係でございます。市民緑地として認定を受けた土地、現在、下呂市内には該当土地はございませんが、固定資産税が3年間、課税標準額を3分の2にするというものでございます。

(3) この条例は、平成31年1月1日から施行します。ただし、一部は公布の日及び平成31年10月1日から施行します。附則第1条関係でございます。

(4) この条例改正による市民税に関する部分については、平成31年度以後の年度分について適用し、平成30年度分までは従前の例によることとします。附則第2条関係でございます。

(5) この条例改正による固定資産税に関する部分については、平成30年度以後の年度分について適用し、平成29年度分までは従前の例によることとします。附則第3条関係でございます。

(6) 現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正します。附則第4条関係でございます。これは、平成31年10月1日の消費税10%への引き上げ時に、自動車取得税2%が廃止され、軽自動車税に環境性能割が設けられます。これに伴い、現行の軽自動車税が種別割とされることによる改正でございます。

続きまして、61ページをお開きください。

議第80号 下呂市債権管理条例について。

下呂市債権管理条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出でございます。

提案理由。

市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性及び財政の健全性を確保するため、当該条例を制定するものでございます。

これも条例要綱で御説明しますので、69ページをお開きください。

下呂市債権管理条例要綱。

1. 制定理由でございます。財政の健全化と市民負担の公平性を損なわないよう、市が扱う債権を法令等に沿って適正に管理し、かつ未回収債権の縮減に向けて効率的・効果的な債権回収を進めるため、平成29年1月6日に「下呂市債権管理に関する基本方針」を策定しました。

その基本方針に基づき、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

2. 概要です。大変条項が多いものですから、ここからはポイントを絞って御説明をさせていただきます。

1つ飛びまして、(2)でございます。

市の債権を市税と公債権と私債権に、公債権を強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類し、用語を定義します。第2条関係でございます。

強制徴収公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができますが、非強制徴収公債権は、民事執行法による手続が必要となるものでございます。

1枚めくっていただきまして、(5)です。

市長は、市の債権を適正に管理するため、台帳を整備するものとします。第5条関係でございます。この条文は、市が独自に規定する独自規定でございます。

この後、読み上げを省かせていただく条文がありますが、これは確認規定といたしまして、自治法施行令等、法令の規定をそのまま条文に定めるものでございます。

(6)市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとします。第6条関係でございます。これも独自規定でございます。

(7)市長は、市の債権について履行期限までに履行しない者がいるときは、その債権の管理のため、債務者の個人情報に関係部署間において収集し、目的外に利用し、または提供することができることとします。なお、市長は当該債権の管理以外に債務者の個人情報が使用されないよう適正に管理するものとします。第7条関係でございます。これも独自規定でございます。

各関係部署が債務の情報を共有することで、その状況を的確に把握し、効率的な債権徴収と適正な徴収緩和を行うことができます。当然のこと、守秘義務や地方税法等に違反しない範囲での共有と目的内の使用を徹底します。また、この点については市の個人情報保護審査会にも報告をし、了承を得ておるところでございます。

少し飛びますが、71ページの(16)をごらんください。

市長は、非強制徴収債権について、以下の場合において当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができることとします。なお、債権を放棄したときは議会へ報告しなければならないものとします。

- ①債務者が消滅時効の援用をしない理由がある場合を除き、私債権の消滅時効が満了したとき。
- ②債務者が死亡し、限定承認によって、相続財産では履行が見込めないとき。
- ③債務者が死亡し、その相続人が不在または全ての相続人が相続を放棄したとき。
- ④債務者が破産法、会社更生法等により、当該債務の履行を免れたとき。
- ⑤強制執行等の法的措置を経ても、なお一部が不履行となっている場合で、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済の見込みがないと認められるとき。
- ⑥徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過してもなお、履行させることが困難または不適當であると認められるとき。
- ⑦債務者が、生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、かつ相当の期間を経過しても弁済の見込みがないと認められるとき。
- ⑧債権の存在について法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないとき。第16条関

係でございます。

(18)この条例は、平成29年10月1日から施行します。ただし、第6条の徴収計画の策定の規定は、平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

1枚めくっていただきまして、72ページです。

(19)この条例の施行日前に発生した市の債権についても、この条例を適用します。附則第2項関係でございます。

以下は、他の条例で重複する督促の規定を削除するものでございます。

なお、県内でこの債権管理条例を制定している自治体は、現在のところ8市2町となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第81号及び議第82号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の73ページをお開きください。

議第81号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、主任介護支援専門員の定義を明確化することとされたため、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきます。

76ページをお開きください。

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので、省略をいたします。

2. 概要、(1)地域包括支援センターの職員に関する基準のうち、主任介護支援専門員の定義が不明確であったことから、その見直しを行うものです。また、5年を超えない期間の起算日を主任更新研修の修了日としており、実質的には5年よりも短い期間で更新される場合があるため、統一的に原則5年ごとに更新されるよう見直しを行うものです。第2条第1項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の77ページをお開きください。

議第82号 下呂市子育て・保育ステーション条例について。

下呂市子育て・保育ステーション条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由。

地域の子育て支援機能を確保するとともに、多様化する保育需要への対応、地域における子育て支援の中心的役割を担う施設として、下呂市子育て・保育ステーションを設置するため、当該条例を制定するもの。

条例要綱にて説明させていただきます。

82ページをお開きください。

下呂市子育て・保育ステーション条例要綱。

1. 制定理由、子ども・子育て支援法では、新たな子育て支援策として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実のほか、都市部における待機児童の解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保等を図ることとしております。

下呂市では、平成27年3月に下呂市子ども・子育て支援事業計画を策定し、保護者が働いている、いないにかかわらず、3歳以上児の幼児期の発育や発達の違い等に合わせた年代別のクラス編成による保育の提供を行うこと、余裕のある教室で未満児保育や一時保育を推進し、ゼロ歳から2歳児の保育ニーズの確保に努めること等としております。

今後も少子化が進行する見込みの中、小規模保育園のある地域において、従来の保育園にかわり、地域の子育て支援機能を確保するとともに、多様化する保育需要への対応、地域における子育て支援の中心的役割を担う施設として、下呂市子育て・保育ステーションを設置するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要、(1)子供の健やかな育成、子育て家庭の支援、多様化する保育需要への対応を目的に、下呂市子育て・保育ステーションを設置します。第1条関係でございます。

(2)ステーションは、現在の宮田保育園、上原保育園、中原保育園の位置に設置します。第2条関係でございます。

(3)ステーションに保育士及び必要な職員を配置します。第3条関係でございます。

(4)ステーションで行う主な事業は、下記のとおりとします。

①地域の子育てについての相談、情報の提供、助言、その他援助を行う地域子育て支援拠点事業。

②仕事や通院などにより、家庭での保育が一時的にできなくなった場合における一時預かり事業。

③3歳未満児の家庭的保育事業及び小規模保育事業。家庭的保育事業については、利用定員5人以下、小規模保育事業については、利用定員6人以上19人以下。

次のページをお願いいたします。

④ステーションと認定こども園との間における送迎に関する事業。第4条関係でございます。

(5)ステーションは、特に必要があると認める場合を除き、開所時間は午前7時30分から午

後6時30分まで、休所日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始とします。第5条関係でございます。

(6)ステーションで実施する事業の利用対象者、利用手続、利用料等を定めます。市長は、災害等特別の理由により、利用料等の支払いが困難であると認めるときは、減免または納期の延長ができることとします。第6条、第7条、第8条関係でございます。

(7)市長は、ステーションの利用者等が公序良俗に違反する等、管理運営上の支障があると認める場合には、退所を命じること等ができることとします。第9条関係でございます。

(8)施設、備品等に損害を与えた場合の損害賠償を定めます。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、これを減額し、または免除できることとします。第10条関係でございます。

(9)この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。第11条関係でございます。

(10)この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則第1項、第2項関係でございます。

(11)宮田保育園、上原保育園、中原保育園のステーション化に伴い、下呂市保育園条例の規定から当該保育園3園を削るよう、下呂市保育園条例の一部を改正します。附則第3項関係でございます。

(12)下呂市一時的保育事業条例上の使用料の規定を利用料に改めます。附則第4項関係でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

説明の途中ですけれども、ここで休憩をいたしたいと思います。

再開は11時15分とさせていただきます。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に続き会議を開きます。

続いて、議第83号についての提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（今井藤夫君）

それでは、議第83号 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。平成29年9月1日提出。

提案理由です。

馬瀬青木島教員住宅を、下呂市の農業の担い手の育成及び確保を目的として、増加傾向にあ

る農業研修生の宿泊施設として活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

87ページが条例要綱でございます。

下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例要綱。
改正理由でございます。

改正理由につきましては、提案理由と同じ内容ですので省略をさせていただきます。

概要でございますが、1ページ戻っていただきまして、新旧対照表のほうが見やすいですので、こちらで御説明をさせていただきます。

現在、馬瀬青木島農業研修生宿泊施設5戸と馬瀬水木農業研修生宿泊施設1戸の計6戸があります。上段の馬瀬青木島農業研修生宿泊施設を、馬瀬青木島農業研修生宿泊施設Aに改め、新たに馬瀬青木島農業研修生宿泊施設B2戸を加えるものです。第2条関係でございます。

附則の関係でございますが、この条例は平成29年11月1日から施行します。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第84号についての提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

議案書88ページをお開きください。

議第84号 下呂市土地開発事業に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市土地開発事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由。

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度創設以降、下呂市内各所で増加している太陽光発電設備の設置について、土地開発事業として位置づけた上で適切な指導を行うことにより、市域の秩序ある整備を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

条例要綱にて説明させていただきますので、91ページをお開きください。

下呂市土地開発事業に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、下呂市内において、太陽光発電設備の設置が平成24年7月の固定価格買い取り制度創設以降、各所で目立ち、今後も増加が予想されます。設置に伴い、周囲への反射光、土砂流出、景観への影響などが危惧されていますが、現行の条例では、造成を伴わない太陽光発電設備の設置は開発事業に該当しないため、市との協議を要せず、設置が可能な状況にあります。現状の早期改善に向けて、太陽光発電設備設置の開発事業としての定義を明確にし、開発事業者との協議を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)開発事業の定義に「オ 太陽光発電設備の設置で地上設置式のもの（出力が10キロワット未満のものを除く。）」を加えます。第2条第1号関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第85号についての提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

それでは、議案書92ページをお願いいたします。

議第85号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

学校教育法の改正に伴い、引用条文を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明しますので、95ページをお開きください。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、学校教育法の改正に伴い、引用条文を改めるものです。
2. 概要、(1)「第29条」を「第38条」に、「第40条」を「第49条」に改めます。第1条関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第86号についての提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

議案書の96ページをお開きいただきたいと思います。

議第86号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成29年9月1日提出。

提案理由でございます。

子育て支援施策の一環として行う、中学生の学校給食費負担軽減の財源を積み立てる「下呂市子育て応援基金」を設置するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。99ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、子育て支援施策の一環として、中学生の学校給食費の負担を軽減します。その財源を積み立てる「下呂市子育て応援基金」を設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要、(1)積立基金に「下呂市子育て応援基金」を追加し、積立額を「市長が定める

額」とします。第3条第1項関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第87号から議第89号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の100ページをお開きください。

議第87号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

以下、3議案は公の施設の見直しの中で、集会所的施設の民営化を行うものでございます。

1. 譲与する財産、所在地、下呂市萩原町羽根1926番地、建物名称、下呂市萩原羽根中央集会所、構造、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積、496.44平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市萩原町羽根1926番地、羽根区（認可地縁団体）でございます。
代表者 桂川幾郎氏。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

譲与する日、平成29年10月1日。平成29年9月1日提出。

提案理由。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、101ページをごらんください。

議第88号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市門原733番地2、建物名称、下呂市門原集会所、構造、木造一部鉄骨づくり2階建て、延べ床面積、144.48平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市門原、中原区門原町内会会長 大谷晃章氏。

3. 譲与する理由、先ほどと同じでございます。

譲与する日、平成29年10月1日。平成29年9月1日提出でございます。

提案理由も先ほどと同じでございます。

続きまして、102ページをお開きください。

議第89号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、所在地、下呂市瀬戸129番地1、建物名称、下呂市瀬戸集会所、構造、木造平家建て、延べ床面積、171.83平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市瀬戸、中原区瀬戸町内会会長 細江良三氏。

3. 譲与する理由、先ほどと同じでございます。

譲与する日、平成29年10月1日。平成29年9月1日提出。

提案理由も先ほどと同じでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第90号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（今井藤夫君）

議第90号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

譲与する財産、公益社団法人岐阜県森林公社と契約締結している分収造林地の立木の持ち分100分の20を譲与する土地といたしまして、契約地、下呂市萩原町山之口字ハンノ木平4426番3ほか2筆、100分の10を譲与する土地といたしまして、契約地、下呂市馬瀬下山字日面平443番2ほか1筆です。

譲与する相手方、岐阜県美濃市生櫛1612番地2、岐阜県中濃総合庁舎内、公益社団法人岐阜県森林公社理事長 竹内和敏。

譲与する理由でございますが、岐阜県森林公社と契約している分収造林地について、近年の森林・林業を取り巻く厳しい経営環境に鑑み、造林費用負担者である岐阜県森林公社から、経営改善計画に基づく分収割合の見直しの協議がございました。岐阜県森林公社による分収造林地の立木の適正管理・適正保育を維持するため、協議に応じ、所有する立木の持ち分を譲与するものです。平成29年9月1日提出。

提案理由です。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1枚めくっていただき、104ページです。

譲与する立木の詳細です。

契約地、下呂市萩原町山之口字ハンノ木平、契約面積23.16ヘクタール。下呂市小坂町湯屋字塩谷962番6、963番14、契約面積6.80。現在の持ち分が、市が40、公社が60とあるものを、変更後は市が20、公社が80ということで、持ち分の100分の20を譲与するものです。

その下、下呂市馬瀬下山字日面平443番2、443番10、契約面積が4.0ヘクタールです。現在の持ち分が、市が30、公社が70とあるものを、変更後は市が20、公社が80ということで、100分の10を譲与するものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第91号について提案理由の説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齊藤和弘君）

それでは、議案書の105ページをお開きください。

議第91号 下呂財産区財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、公益社団法人岐阜県森林公社と契約締結している分収造林地の立木の持ち分100分の20。契約地、下呂市小川字トコナベ2401番8ほか21筆。契約地、契約面積、推定蓄積量及び譲与する立木の持ち分の詳細は、別紙のとおりであります。

2. 譲与する相手方、岐阜県美濃市生櫛1612番地2、岐阜県中濃総合庁舎内、公益社団法人岐阜県森林公社理事長 竹内和敏。

譲与する理由、岐阜県森林公社と契約している分収造林地について、近年の森林・林業を取り巻く厳しい経営環境に鑑み、造林費用負担者である岐阜県森林公社から、経営改善計画に基づく分収割合見直しの協議がありました。岐阜県森林公社による分収造林地の立木の適正管理・適正保育を持続するため、協議に応じ、所有する立木の持ち分を譲与するものであります。平成29年9月1日提出。

提案理由。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。

譲与する立木につきましては、契約地、契約面積、推定蓄積量につきましては、表にお示しするとおりであります。譲与する立木地につきましては、下呂財産区と公益社団法人岐阜県森林公社との現在の持ち分の割合は40対60ですが、100分の20を譲与することにより、持ち分の割合を20対80に変更するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いをします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本15件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議第77号から議第91号までの上程15議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第77号から議第91号までの15議案について、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第92号から議第104号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第31、議第92号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、日程第32、議第93号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第33、議第94号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第34、議第95号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第35、議第96号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第36、議第97号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第37、議第98号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第38、議第99号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第39、議第100号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第40、議第101号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第41、議第102号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第42、議第103号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第43、議第104号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上13件を一括議題といたします。

議第92号から議第104号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、ただいま一括上程をされました議第92号から議第104号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算では、私の公約でもあります子育て世代の負担軽減を目的といたしました学校給食費軽減の財源といたしまして、子育て応援基金の創設について、そして条例改正とそれに伴う予算を計上させていただきました。

補正の主な内容を歳入、歳出別に申し上げますと、まず一般会計補正予算につきまして、歳入では、地方交付税の交付額確定による増額、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付決定による減額、財政調整基金繰入額の減額、特別会計繰入金（過年度精算分）の増額、繰越金確定に伴う増額、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度精算分）の戻し入れ、市債の調整に伴う補正が主なものでございます。

歳出におきましては、新たな事業といたしまして、冒頭で述べさせていただきました子育て応援基金の積み立て、国の通知に基づく情報系セキュリティ強化事業、高山市国府町に新築いたします障がい者支援施設への負担金、慢性腎不全に関する講演会の開催経費、追加補正といたしましては、ふるさと寄附金の伸びに伴う必要経費の増額、財政調整基金法定積立分、生活保護の医療費扶助及び介護扶助の増額、市営住宅修繕費用の追加が主なものでございます。

各特別会計、企業会計の補正予算につきましては、一般会計同様に平成28年度繰越金の確定と

国・県の補助事業の確定分、会計間における繰入金、繰出金の補正と関係する基金の増減調整も合わせたものでございます。

なお、詳細につきましては、各担当部長より説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは、議第92号から議第94号までの詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議第92号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,418万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも237億5,637万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。平成29年9月1日提出でございます。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。主な内容につきまして御説明申し上げます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により4億5,236万4,000円の増額です。

14款国庫支出金、国庫負担金1,574万9,000円の増額は、生活保護費医療扶助の増が主なものでございます。

続いて、国庫補助金6,710万2,000円の減は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の決定に伴う補助率の低下が主なもので、社会資本整備総合交付金では1,108万4,000円の減額、防災・安全交付金では、橋梁事業が1,661万5,000円の減額、道路事業が1,620万の減額、交通安全事業が2,465万7,000円の減額となっております。

18款繰入金、基金繰入金2億1,507万7,000円の減額は、財政調整基金の繰入金2億1,300万の減額、清掃施設整備基金繰入金960万円の減額、ふるさと応援基金繰入金の772万3,000円の増額が主なものでございます。

3ページへ参りまして、特別会計繰入金1億6,673万円の増額は、各特別会計の過年度精算分が主なものでございます。

19款繰越金6,670万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

20款諸収入4,443万3,000円の増額は、雑入として、下呂交流会館指定管理料の過年度精算に伴

います返還金1,312万1,000円の増額、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算分2,790万8,000円の増額が主なものでございます。

21款市債2,294万1,000円の減額は、合併特例債、庁舎・振興事務所整備事業、ネットワーク・電話設備等債務負担補正に伴う減額630万円及び過疎対策事業債、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金決定に伴う事業見直しによる減額1,900万円が主なものでございます。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費は、4億2,431万6,000円の増額で、先ほど基金条例の一部改定を上程させていただいた子育て応援基金の創設に伴う積立金の増額2億円、繰越金の確定に伴う財政調整基金への法定積み立ての増額1億8,400万円、庁舎・振興事務所整備事業のネットワーク機器、電話設備工事が2カ年の債務負担契約となることになる減額659万6,000円、ふるさと応援基金の増額、ことし1月から3月分ですが、772万3,000円、庁舎内ネットワークのセキュリティレベルの向上を図るための経費等の増額1,082万6,000円、ふるさと寄附金推進事業で、寄附実績が昨年と比べて上回っていることによる増額2,023万7,000円が主なものでございます。

3款民生費は5,382万円の増額で、飛騨慈光会障がい者支援施設、宇津江ホーム3棟新築事業の負担金の増額902万5,000円、福祉医療費助成事業臨時及び児童手当給付費臨時、児童扶養手当給付費の事業費精算に伴う県・国への返還金の増額2,401万2,000円、生活保護被保護者の医療扶助及び介護扶助の増額1,988万7,000円が主なものでございます。

8款土木費は、6,690万5,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業で、馬瀬ジャリゾレ線[※]測量設計業務の入札差金の減額850万円、防災・安全交付金道路事業で、道路構造物及び災害対策補修詳細測量設計業務の入札差金の減額2,775万円、同じく橋梁整備工事で2,280万円の減額、交通安全事業で、金山地域横田線道路詳細設計業務の入札差金の減額2,100万円、幸田2号線電線地中化事業に向けた公共基準点の設置業務の追加397万6,000円、市営住宅老朽化に伴う修繕費の増額600万円が主なものでございます。

5ページへ参りまして、10款教育費606万4,000円の増額で、南部学校給食センターの電話及び庁舎内LAN等の整備費が主なものでございます。

14款予備費については、今後の不測の事態に備え、2,282万7,000円を増額補正するものでございます。

6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正です。

総務費の歳出でも御説明しました、下呂庁舎整備に伴うネットワーク機器の移設と電話設備工事、さらには林地台帳整備業務の委託料で、それぞれ期間は平成30年度です。限度額は、ネットワーク機器83万3,000円、電話設備が576万3,000円、林地台帳が260万3,000円でございます。

その下、7ページは、第3表 地方債補正の変更です。

臨時財政対策債につきまして、6億2,650万を6億2,885万9,000円に、公共施設整備事業では、

※ 後日（P203）訂正発言あり

7億6,400万円を7億5,770万円に、道路橋梁整備事業では、1億3,970万円を1億2,070万円に補正するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

9ページからは今ほど申し述べました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。詳細は省略させていただきます。

少し飛びますが、39ページをお開きください。

こちらは、特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。

その他の特別職の欄中、報酬の減は、市営住宅管理員を当初3人で予定し募集しましたが、応募が2名しかなく、1名減員したものでございます。

共済費の増は、国から示された追加費用率の確定に伴うものでございます。

1枚めくっていただきまして、40ページでございます。

一般職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄をごらんください。

職員2名の退職に伴う給料の減額と扶養手当、児童手当の増額及び共済費追加費用の額決定による増額分でございます。

続きまして、43ページをお開きください。

こちらは、先ほど説明しました債務負担行為に関する調書でございます。

もう1ページめくっていただきまして、44ページでございます。

地方債の調書でございます。

表の右下が平成29年度末の残高見込み額ですが、219億2,266万3,000円となる見込みでございます。

以上で、平成29年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の45ページに移らせていただきます。

特別会計の説明を行います。

議第93号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,978万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,949万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年9月1日提出。46ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、上段は歳入の補正です。

10款繰越金1億9,946万7,000円の増額は、平成28年度の繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出の補正です。

12款予備費1億9,912万円は、繰越金によるものでございます。

47ページからは、同補正予算の事項別明細書、50ページは給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

続きまして、補正予算書の51ページをお開きください。

議第94号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,707万3,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年9月1日提出。52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、上段は歳入の補正です。

5款繰越金981万1,000円の増額は、平成28年度の繰越金確定によるものでございます。

6款諸収入119万2,000円の増額は、後期広域連合保険事業負担金28年度精算分でございます。

下段は歳出の補正です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金902万5,000円の増額は、平成28年度保険料確定による広域連合納付金でございます。

5款諸支出金197万8,000円の増額は、主に一般会計繰出金、平成28年度事業費保険事業繰入金精算分でございます。

53ページからは、同補正予算の事項別明細書です。説明は省略させていただきます。

以上で、平成29年度下呂市一般会計補正予算（第6号）及び平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第95号及び議第96号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書57ページをお開きください。

議第95号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ66万5,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億222万円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成29年9月1日提出。

それでは、58ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金239万5,000円の減額。内訳は、小坂老健施設分354万3,000円の減額と居宅予防サービス計画事業分114万8,000円の増額でございます。

次に、繰越金ですが、平成28年度決算確定により、173万円の増額となっております。

下段の歳出につきましては、2款サービス事業費で241万円の減額で、内訳は、2項施設介護サービス事業費で355万8,000円の減額。主なものは、小坂老健施設の職員の給料、手当、共済費負担金など、負担割合変更に伴う減額でございます。

3項居宅予防サービス計画事業費で、114万8,000円の増額。主なものは、包括支援センター職員休職による居宅予防サービス計画事業嘱託職員の報酬となっております。

59ページからは事項別明細書、64ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、69ページをお開きください。

議第96号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも40億1,246万9,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成29年9月1日提出。

次に、70ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきましては、4款国庫支出金は8万6,000円の増額、5款支払基金交付金は389万5,000円の増額、6款県支出金は4万4,000円の増額で、過年度精算に伴う追加交付でございます。

10款繰入金1,156万8,000円の増額は、一般会計繰入金158万1,000円の増額、基金繰入金は998万7,000円の増額でございます。

次に、11款繰越金は、前年度繰越金2億6,564万7,000円の増額となっております。これは平成28年度決算確定によるものでございます。

次に、71ページ、歳出は、1款総務費166万6,000円の増額は、総合行政情報システム整備費の介護保険委託分でございます。

9款諸支出金2億7,957万4,000円の増額は、1項償還金及び還付加算金1億5,860万1,000円で、国・県支出金返還金でございます。

3項繰出金1億2,097万3,000円は、平成28年度決算確定による一般会計繰入金を返還するものでございます。

73ページからは事項別明細書、78ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第97号及び議第98号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、79ページをよろしくお願いいたします。

平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,531万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月1日提出。

82ページをよろしくお願いいたします。

6款の繰入金でございますが、基金繰入金で2,840万7,000円の減額でございます。これは、前年度繰越金の確定によるものでございます。

7款繰越金でございますが、2,971万7,000円の増額でございます。これは、前年度繰越金の確定によるものでございます。

83ページ、歳出でございます。

1款の総務費が12万2,000円の増額で、これは職員の共済費でございます。

2款施設管理費でございますが、118万8,000円の増額でございます。これは、仮設取水工事に係るものでございます。

3款施設整備費でございますが、これは財源組みかえによるものでございます。

5款公債費でございますが、これも財源組みかえによるものでございます。

85ページからは給与明細になっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、87ページでございます。

議第98号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,193万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,358万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月1日提出でございます。

92ページでよろしくお願いいたします。

国庫支出金でございますが、1,190万円の減額でございます。これは、幸田浄化センター交付金の減額によるものでございます。

4 款、県補助金でございますが、26万8,000円の増額でございます。これは、28年度の岐阜県の基盤整備交付金の確定によるものでございます。

6 款でございますが、繰入金で411万6,000円。幸田浄化センターの基本設計を見送ったものによりまして、減額でございます。

同じく基金繰入金の2,326万3,000円の減額でございますが、これは繰越金確定に伴う減額でございます。

7 款の繰越金1,707万7,000円の増額でございますが、これは繰越金確定による増額でございます。

94ページでございます。

1 款でございますが、6万5,000円は共済費の増額でございます。

3 款施設整備費でございますが、2,650万円の減額でございます。これは、先ほど申しました幸田浄化センターを次年度以降に実施するためでございます。

4 款基金積立金につきましては、26万8,000円の増額でございます。これは、28年度分の特定基盤推進交付金でございます。

6 款予備費でございますが、423万3,000円の増額でございます。これは、2次補正によるものでございます。

次の96ページからは給与費明細書となっております。

以上で、議第97号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第98号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

説明の途中ですけれども、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議第99号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書の97ページをお開きください。

議第99号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,558万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億9,957万円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成29年9月1日提出。

それでは、98ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金を407万7,000円減額し、1,496万4,000円を増額するものでございます。

8款繰越金は、平成28年度の繰越金確定により、1,062万1,000円を増額するものでございます。続きまして、同ページ、下表、歳出でございます。

2款医業費で562万1,000円増額は、小坂診療所職員の給料、手当、共済費負担金などの負担割合変更に伴う増額、眼底屈折度測定装置の備品購入の増額が主なものでございます。

3款施設整備費で1,742万1,000円増額は、小坂・馬瀬両診療所の電子カルテシステムの更新に伴う備品の購入でございます。

99ページからは事項別明細書、104ページからは給与費明細書でございます。

以上で、平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第100号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齊藤和弘君）

それでは、補正予算書の107ページをごらんください。

議第100号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出ともに280万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成29年9月1日提出。

108ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

第1款の財産収入は、管理運営基金の利子の確定により、2万3,000円の減額であります。

3款繰越金は、前年度繰越金の額の確定により、29万1,000円増額となっております。

続いて、中段の歳出でございます。

1款総務費は、基金利子積立額の確定により、2万3,000円の減額でございます。

4款予備費は、財政調整のための29万1,000円増額となっております。

109ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いをします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第101号についての詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

補正予算書の113ページをごらんください。

議第101号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,402万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月1日提出。

114ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして御説明申し上げます。

2款の繰越金、1項繰越金18万6,000円の増額でございます。これは、前年度繰越金額の確定による増額でございます。

3款諸収入、1項雑入では、16万7,000円の増額でございます。これは、給食費の負担収入過年度分を増額するものが主な内容でございます。

続きまして、下段は歳出でございます。

1款学校給食費、1項学校給食費で、賄材料費を35万3,000円増額するものでございます。これは、今回の歳入補正によりまして、賄材料費を増額するものでございます。

次のページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第102号についての詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、119ページをよろしく願いいたします。

議第102号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成29年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目、第2款水道事業費用の第1項営業費用でございますが、補正予定額といたしまして、7万1,000円を増額し、2億6,546万9,000円にするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出科目、職員給与費でございますが、補正予定額といたしまして、7万1,000円を増額いたしまして、2,849万5,000円を2,856万6,000円とするものでございます。平成29年9月1日提出。

121ページをよろしくお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第2款の水道事業費用といたしまして、7万1,000円を増額するものでございます。

122ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議第102号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第103号についての詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、予算書127ページのほうをお願いします。

議第103号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち第1項の営業費用について、342万4,000円を増額補正し、補正後の額を2億6,226万7,000円とするものでございます。

第3条は、予算第6条に定めた職員給与費を計上しております。平成29年9月1日提出。

次ページから133ページまではキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、134ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額の説明をさせていただきます。

実施計画明細書、支出の部の上段から5段目の2目施設経営費の補正額330万円の増額でございます。これにつきましては、管理、維持用並びに展示・イベント等の消耗品60万円、それから防犯カメラ新設による賃借料30万円、施設修繕費240万円の増額でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第104号についての詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、予算書135ページをお願いします。

議第104号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、1款病院事業費用を3,445万6,000円増額し、15億7,600万円とするものでございます。内訳としまして、第1項医業費用を779万4,000円減額し、15億280万8,000円とし、第3項特別損失を4,225万円増額し、4,225万円とするものでございます。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように定めるものでございます。

(1)職員給与費を731万7,000円減額し、8億3,902万4,000円とするものでございます。平成29年9月1日提出。

137ページをお願いいたします。

平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございまして。

収益的収入及び支出の支出につきまして、第1項医業費用、第1目給与費を779万4,000円減額し、8億9,114万2,000円とするものでございます。

3項特別損失、1目過年度損益修正損を4,225万円増額し、4,225万円にするものでございます。補正予算の説明をいたします。

第1項医業費用の減額理由は、職員の異動による給料、職員手当等の減が主な理由でございまして。

第3項特別損失の増減理由は、28年度の一般会計からの繰入金のうち、総務省が示した病院事業繰出基準の採算病院事業の運営に要する経費について、經常収支が黒字であったため、基準額に対して超過繰入となり、その分を返還するものでございます。

138ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、注記でございまして。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議第92号から議第104号までの上程13議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第92号から議第104号までの13議案については、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎認第1号から認第13号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第44、認第1号 平成28年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第45、認第2号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第46、認第3号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第47、認第4号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第48、認第5号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第49、認第6号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第50、認第7号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第51、認第8号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第52、認第9号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第53、認第10号 平成28年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第54、認第11号 平成28年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第55、認第12号 平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第56、認第13号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上13件を一括議題といたします。

認第1号から認第13号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました認第1号から認第13号までの平成28年度各会計の決算認定は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しました。

平成29年8月23日に審査意見書を御提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

今議会に附議されます一般会計と各特別会計及び各企業会計の決算認定は、合わせて13案件となっております。一般会計の平成28年度決算額は、歳出総額で214億1,185万円、前年度と比較いたしまして、約26億6,000万円の増となっております。

これは、庁舎・振興事務所整備事業、庁舎内情報化推進事業、地方創生加速化交付金事業、市長、市議選挙を含む3選挙の実施、臨時福祉給付金の給付、環境衛生施設 ―― これは新クリー

ンセンターでございます ― 整備事業、アグリマネジメントサポート事業、防災・安全交付金 ― 道路橋梁、交通安全等の事業でございます ― 消防指令システムの更新、中学校統合改修事業、学校給食センター改築事業などによるものでございます。

繰越財源を除いた実質収支額は3億6,671万円で、収支の均衡を維持することができました。特別会計におきましても、いずれの会計も赤字はなく、収支の均衡を維持していると言えます。

一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、総務部長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは、認第1号から認第13号までの詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、認第1号 平成28年度下呂市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

こちらの決算書の10ページから11ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算額は234億4,505万4,000円、調定額は230億995万964円、収入済額は220億6,296万2,389円、不納欠損額2,971万9,412円、収入未済額が9億1,726万9,163円となっております。

続いて、16ページから17ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ234億4,505万4,000円、支出済額は214億1,184万3,521円、翌年度繰越額が14億2,400万3,000円、不用額が6億920万7,479円でございます。

18ページから253ページまでの事項別明細につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

少し飛びまして、429ページをお開きください。

平成28年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今まで申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は、6億5,111万8,868円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が2億8,440万9,000円でございます。実質収支額は3億6,670万9,868円となっております。

続いて、439ページから440ページをお開きください。

ここは、財産に関する調書でございます。

公有財産、土地及び建物の総括では、土地につきましては、決算年度中の増減高が199万82平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,375万410平方メートルでございます。

また、建物延べ面積合計の決算年度中の増減高、右ページは、985平方メートルの減で、決算年度末現在高は29万1,769平方メートルでございます。

下段の山林につきましては、決算年度中の面積増減はなく、決算年度末現在高は昨年度と同じ6,172万2,290平方メートルでございます。立木の推定蓄積量につきましては、森林簿からの計算により、合計で1万8,544立方メートル増の、決算年度末現在高53万1,940立方メートルござい

ます。

次の441ページをお開きください。

有価証券は、決算期間中の増減はございません。

次ページの(4)出資による権利では、岐阜県信用保証協会への出捐金4万6,000円の増がございまして、決算年度末現在高では2億8,107万2,400円となっております。

443ページから447ページは、物品についての調書でございます。

448ページへ参りまして、債権につきましては、決算期間中増減高の合計は1,168万6,000円の増で、決算年度末現在高が9,275万円でございます。

次の449ページをお開きください。

基金につきましては、特定目的基金の決算期間中増減高の計が3億3,825万6,000円の増で、決算年度末現在高が129億5,886万1,000円でございます。

次の450ページでございます。

定額運用基金につきましては、決算期間中増減高はありませんので、決算年度末現在高は3億5,900万円と変わりございません。

また、決算書の最終ページ、458ページには、地方自治法第241条第5項の規定により、平成28年度の基金の運用状況に関する調書を添付しております。

続きまして、認第2号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の257から258ページをお開きください。

最下段、歳入合計でございますが、歳入の予算額は47億2,131万6,000円、調定額は49億865万2,417円、収入済額が47億4,512万2,050円、不納欠損額が594万6,105円、収入未済額が1億5,758万4,262円となっております。

続いて、261から262ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ47億2,131万6,000円でございます。支出済額は43億3,918万9,622円、翌年度繰越額はゼロ円でございます。不用額が3億8,212万6,378円でございます。

次の263ページから284ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

少し飛びまして、430ページをお開きください。

平成28年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で4億593万2,428円となっております。

続いて、451ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

基金のうち、上段の国民健康保険基金は62万4,000円の増額で、決算年度末現在高は3億2,535

万6,000円となっております。

下段の国民健康保険高額医療費貸付基金につきましては、総額850万円で運用しているもので、決算年度中の増減高等はごらんとおりでございます。

続きまして、認第3号 平成28年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

286ページ、287ページをお開きください。

歳入につきまして、最下段でございます。予算現額4億9,850万8,000円、調定額4億8,579万3,596円、収入済額4億8,502万5,096円、不納欠損額ゼロ、収入未済額76万8,500円となっております。

続いて、288ページ、289ページをお開きください。

歳出合計でございます。予算現額4億9,850万8,000円、支出済額4億7,521万3,465円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額2,329万4,535円でございます。

続いて、431ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で981万1,631円でございます。

続きまして、認第4号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

299、300ページをお開きください。

歳入につきまして、最下段でございます。予算現額1億9,616万8,000円、調定額1億9,472万9,765円、収入済額1億9,472万9,765円、不納欠損額ゼロ、収入未済額もゼロでございます。

続いて、301ページ、302ページをお開きください。

歳出総額でございます。予算現額1億9,616万8,000円、支出済額1億9,200万523円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額416万7,477円でございます。

続いて、432ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で272万9,242円でございます。

続いて、452ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産のうち土地及び建物につきましては、決算中の増減はございません。決算年度末現在高は、非木造の延べ面積1,357平米となっております。

物品につきましては、決算中の増減はなく、表のとおりでございます。

続きまして、認第5号 平成28年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、御説明申し上げます。

318、319ページをお開きください。

歳入でございます。下段、合計欄で、予算現額36億801万2,000円、調定額37億797万4,283円、収入済額36億9,862万5,543円、不納欠損額233万2,970円、収入未済額701万5,770円となっております。

322、323ページをお開きください。

歳出でございます。下段の歳出合計で、予算現額36億801万2,000円、支出済額34億1,297万8,422円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億9,503万3,578円となっております。

続きまして、433ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で2億8,564万7,121円でございます。

次に、453ページをお開きください。

財産に関する調書の物品につきましては、決算年度中の増減はなく、表のとおりでございます。

基金については、介護保険基金の決算年度中増減において1億3,056万4,000円の増で、決算年度末現在高は3億4,880万9,000円でございます。

続きまして、認第6号 平成28年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の351、352ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額、予算現額10億8,630万8,000円、調定額11億23万9,161円、収入済額10億9,049万3,206円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額974万5,955円でございます。

次のページ、353、354ページをお開きください。

歳出でございます。下段、合計額で、予算現額10億8,630万8,000円、支出済額10億5,577万6,173円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額3,053万1,827円となっております。

続いて、434ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額の3,471万7,033円となっております。

次に、454ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物は、年度中の増減はございません。決算年度末現在高は、ごらんとおりでございます。

物品につきましては、小型貨物自動車が1台減となっております。

基金につきましては、簡易水道施設整備基金において1,102万4,000円の減で、決算年度末現在高は4億7,522万2,000円でございます。

続きまして、認第7号 平成28年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について御説明申し

上げます。

370、371ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額23億160万5,000円、調定額23億3,254万4,674円、収入済額23億1,048万1,212円、不納欠損額125万8,756円、収入未済額2,080万4,706円となっております。

次のページ、372、373ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額23億160万5,000円、支出済額22億8,340万3,789円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,820万1,211円となっております。

次に、435ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で2,707万7,423円でございます。

次に、455ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物の増減はございませんので、ごらんとおりでございます。

物品につきましては、発電機が1台の増、小型貨物自動車及び小型乗用自動車がそれぞれ1台の減となっております。

下水道施設整備基金につきましては、6,303万2,000円の減で、決算年度末現在高2,326万3,000円となっております。

続きまして、認第8号 平成28年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の393、394ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額2億4,925万6,000円、調定額2億5,361万1,112円、収入済額2億5,346万3,120円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額14万7,992円となっております。

395、396ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額2億4,925万6,000円、支出済額2億4,184万1,719円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額741万4,281円となっております。

次に、436ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,162万1,401円でございます。

次に、456ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物につきましては、年度中の増減はございませんのでごらんとおりで

ございます。

物品につきましては、一部増減があり、表のとおりでございます。

国民健康保険診療所基金につきましては、基金利子分の積み立て10万8,000円の増で、決算年度末現在高は5,608万円となっております。

続きまして、認第9号 平成28年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の410、411ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額315万2,000円、調定額、収入済額ともに319万1,990円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

次の412、413ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額315万2,000円、支出済額186万765円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額129万1,235円となっております。

次に、437ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で133万1,225円でございます。

次に、457ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物は、土地のみですが、決算年度中の増減はございません。

山林については、面積の年度内増減はなく、立木の推定蓄積量において、直営林、分収林合わせて2,919立方メートルの増となりました。

出資による権利及び物品につきましては、表のとおり、増減はございません。

下呂財産区管理運営基金につきましては、利子分16万2,000円増の8,097万5,000円となりました。

続きまして、認第10号 平成28年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の421、422ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算額1億5,818万3,000円、調定額1億5,671万3,369円、収入済額1億5,654万4,509円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額16万8,860円となっております。

次の423、424ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額1億5,818万3,000円、支出済額1億5,635万8,218円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額182万4,782円となっております。

次に、438ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で18万6,291円でございます。

続きまして、認第11号 平成28年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の8ページ、こちらの薄いほうの決算書でございます。

平成28年度下呂市水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項につきまして、収益的収支の状況及び資本的収支の状況について説明をさせていただきます。

収益的収支の状況につきましては、税抜き金額でございますが、収入は給水収益などの営業収益2億3,143万5,920円、長期前受金戻入などの営業外収益2,361万7,573円、特別利益1万5,139円の合計2億5,506万8,632円、対して支出は、原水浄水費、配水給水費、総係費、減価償却費などの営業費用2億3,632万4,594円、企業債利息等の営業外費用1,547万1,023円、改良工事に伴う固定資産除却費などの特別損失241万6,954円の合計2億5,421万2,571円で、差し引いた当年度の純利益は85万6,061円となりました。

同じく税込み金額で、資本的収支の状況を申し上げます。

収入は、工事負担金の合計213万6,240円、対して支出は、建設改良費707万3,360円、企業債元金償還金2,477万8,933円の合計3,185万2,293円となり、差し引き2,971万6,053円が資金不足となりました。その不足額については、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額にて補填をしました。

それでは、1ページから2ページに戻っていただきまして、平成28年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

先ほどと違い、全て税込み金額でございます。区分と、右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出、収入の部、第1款水道事業収益、決算額は2億7,356万2,743円、その下の支出の部、第2款水道事業費用、決算額は2億7,227万2,160円でございます。

次に、その下の(2)資本的収入及び支出でございます。収入の部、第3款資本的収入、決算額は213万6,240円、支出の部、第4款資本的支出、決算額は3,185万2,293円でございます。

以上が決算報告関係でございます。次の3ページから7ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

8ページ以降につきましては、先ほど御説明させていただきました事業報告書を含めた添付資料でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第12号 平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

初めに、32ページをお開きください。

平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告書において、1. 概況のイ、収益的収支について御

説明申し上げます。税抜きとなっていますが、営業収益は、入場料の増加に加え、滑り台利用料の増加もあり、利用収益が前年度より413万6,101円増加、飲食店舗における販売収益も前年度より291万9,373円増加したことなどにより、前年度に比べて780万7,496円増の2億6,321万7,487円、103.1%となりました。

営業費用は、前年度より981万313円多い、2億5,441万9,867円となりました。

主な要因は、行政職員を1人減員し、3名体制にしたことから、一般管理費が332万7,929円減少する一方で、日々雇用職員の増員に伴う賃金の増加、施設の維持管理・修繕に係る費用の増加、影絵劇貸し切り公演の増加に伴う公演委託に係る費用の増加などで、施設経営費が前年度より715万8,354円増加しました。また、販売費用では、店舗売り上げの増加に伴い、販売品や飲食材料の仕入れに係る費用が前年度より619万2,713円増加しました。減価償却費は、前年度より21万2,825円減となっております。

これらの結果、営業利益は前年度に比べ、200万2,817円減の879万7,620円となり、営業外収益を含めた当年度の経常利益及び純利益は、前年度に比べ198万3,645円減の975万139円となりました。

それでは、少し戻りまして、25、26ページの平成28年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と、右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益、決算額2億8,516万1,503円でございます。

その下の支出、第1款事業費用、決算額2億7,541万1,255円でございます。

次に、その下、(2)資本的収入及び支出の決算額はゼロ円でございます。

以上が決算報告関係でございます。次の27ページから31ページまでは損益計算書などがございますし、32ページ以降につきましては、先ほど御説明申し上げました事業報告を含めました附属資料でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、認第13号 平成28年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について説明させていただきます。

51ページをお開きください。

平成28年度下呂市立金山病院事業報告書において、1.概況の(1)総括事項について、①患者数、②収益的収支、③資本的収支について御説明申し上げます。

まず、①患者数につきましては、入院患者数は、延べ2万8,201人、1日平均77.3人、病床利用率78%で、前年度比3,950人、1日平均11人の増となりました。外来延べ患者数は、延べ4万5,029人、1日平均167.4人で、前年度比942人、1日平均1.7人の増となりました。

続いて、②税抜きの収益的収支につきましては、総収益は前年度比較12.7%増の15億6,298万8,127円で、医業収益が1億732万2,092円の増、医業外収益が8,490万8,401円の増となりました。医業収益が増となった主な要因は、入院患者数の増による入院収益の増と外来患者1人1日当たりの診療収入の増、室料差額など、その他医療収益の増によるものでございます。医業外収益の

増については、市からの繰入金が交付措置額のほかに8,300万円の追加繰り入れされたことが主な要因であります。一方、総費用は前年度比3.8%増の14億7,015万5,105円で、光熱水費、医師報酬等が減となりましたが、職員数や入院患者数の増加などにより、給与費、材料費及び委託費などの経費が増となりました。

続いて、③税抜きの資本的収支につきましては、収入が5,192万5,000円で、主なものは、他会計出資金（一般会計繰入金）が3,984万5,000円であります。支出は、9,425万3,054円で、主なものは、建設改良費1,396万1,254円及び企業債償還金7,969万1,800円であります。収支差し引き4,232万8,054円の不足が生じましたが、消費税資本的収支調整額99万4,180円及び損益勘定留保資金4,133万3,874円で補填をしております。

それでは、少し戻りまして、44、45ページ、平成28年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入、第1款病院事業収益、決算額は15億6,940万4,522円。その下、支出、第1款病院事業費用、決算額は14億6,541万4,689円でございます。

次に、(2)資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、決算額は5,192万5,000円。その下、支出、第1款資本的支出、決算額は9,425万3,054円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の46ページから50ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

51ページ以降は、先ほど説明いたしました事業報告を含めました附属資料でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、大変長くなりましたが、認第1号から認第13号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

休憩をいたします。

再開は14時10分といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に続き会議を開きます。

休憩前に説明のありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

まず、平成28年度下呂市一般会計及び特別会計決算の審査結果について御報告いたします。

審査意見書は、財政健全化及び経営健全化審査意見書の後にとじてございますので、ごらんください。

1 ページをごらんください。

審査の対象は、下呂市一般会計歳入歳出決算及び下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）を初めとする9特別会計歳入歳出決算並びに決算に関する附属書類で、審査の期間は6月27日から7月14日までです。

審査の手続は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合等を実施いたしました。また、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考にしながら実施いたしました。

審査の結果について御報告いたします。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、一部に改善すべき事項が見られたものの、おおむね適正に行われていると認められました。

2 ページから50ページには、決算の概要を記載しております。

次に、所見を述べさせていただきます。

50ページの結びをごらんください。

平成28年度予算は、4月の市長選挙により骨格予算として編成されましたが、新クリーンセンター建設工事の本格化など、継続事業により大型予算となりました。事業は、第2次総合計画の子育て支援、雇用の確保、移住定住推進などの「人口減少対策」、地域振興などの「地域づくりのしくみ」、公の施設の見直しなどの「行財政改革推進」の3つの重点プロジェクトを中心に各事業が推進されました。

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入350億63万8,880円、歳出335億7,046万6,217円で、前年度に比べ、歳入では3.6%、歳出では4.1%、それぞれ増加しています。

一般会計の決算額は、歳入が220億6,296万2,389円、歳出は214億1,184万3,521円で、前年度に比べ、歳入では5.2%、歳出では6.3%、それぞれ増加しています。形式収支は6億5,111万8,868円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、3億6,670万9,868円の黒字となっています。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、3億6,557万4,933円の赤字に転じましたが、これに実質的な黒字要素である財政調整基金積立金4億9,689万2,000円と赤字要素である財政調整基金取り崩し額4,900万円を加減した実質単年度収支は、8,231万7,067円の黒字となっています。これを前年度と比べると、4億9,159万2,130円減少しています。

歳入の性質別状況を見ますと、自主財源は74億6,324万1,215円で、前年度に比べ5,764万9,113円、0.8%減少しており、主なものは、市税の46億8,325万6,331円で、歳入総額の21.2%を占め

ています。自主財源比率は33.8%となり、前年度に比べ2.1ポイント低下しています。自主財源が減少した主な要因は、繰越金が2億721万1,197円、34.0%と大幅に増加したものの、旧県立下呂温泉病院跡地購入に係る公共事業基金繰入金の皆減に伴い、臨時的収入である繰入金が2億9,018万3,969円、47.6%と大幅に減少したことによるものです。自主財源の根幹をなす市税は、主に法人市民税及び固定資産税の減により、2,983万430円、0.6%減少しています。そのほか、特徴的なものとして、ふるさと寄附金が3,603万8,999円で、前年度に比べ1,834万3,999円、103.7%と大幅に増加しています。

一方で、依存財源は145億9,972万1,174円で、前年度に比べ11億5,561万6,004円、8.6%増加しています。主なものは、地方交付税の88億5,751万4,000円で、歳入総額の40.1%を占めています。依存財源が歳入総額に占める割合は66.2%で、前年度に比べ、必然的に2.1ポイント上昇しています。依存財源増加の主な要因は、普通交付税の段階的縮減などにより、地方交付税が2億1,692万3,000円、2.4%減少し、地方消費税交付金も8,724万2,000円、12.7%減少していますが、臨時財政対策債、新クリーンセンター建設工事に係る合併特例事業債及び市道上村桜谷公園線改良事業に係る過疎対策事業債の増などにより、市債が10億6,804万5,000円、127.1%と大幅に増加したことや、国庫支出金が年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金の皆増などで3億9,435万6,724円、28.6%増加したことによるものです。

持続可能な財政基盤確立の要諦は、自主財源の確保であります。そこで、自主財源における収入未済額を見てもみますと、当年度は、一般会計で4億5,712万1,163円となり、前年度に比べ3,912万4,944円、7.9%減少しています。このうち、93.1%を占める市税の状況を見ますと、収入未済額は4億2,580万7,778円で、前年度に比べ4,020万3,813円、8.6%減少しています。収納率は、現年課税分と滞納繰越分を合わせて91.14%となり、前年度に比べ0.77ポイントと、わずかではありますが向上したことは、取り組みの成果として一定の評価をすところではあります。また、調定額に対する滞納繰越額の割合は8.29%で、前年度に比べ0.65ポイント低下改善され、市税の不納欠損額は2,967万4,312円で、前年度に比べ641万6,675円減少しています。収納率は、毎年徐々に向上しているものの、人口減少などの社会環境や経済環境に伴い、市税の調定額が減少傾向にある中で、滞納繰越額は依然として多額であることから、引き続き収入未済額や不納欠損額の縮減に向けて、一層の努力を望むものであります。そのほか、使用料及び手数料の収入未済額は1,991万3,831円で、うち市営住宅使用料が1,631万4,150円となっています。なお、債権管理については、平成29年1月に下呂市債権管理に関する基本方針が策定され、4月から債権管理室の設置により一元的に行われていることは評価するところであります。

次に、歳出の性質別状況を見てもみますと、義務的経費は前年度に比べ2.5%増加し、歳出総額に占める割合は42.1%で、前年度に比べ1.6ポイント低下しています。義務的経費が増加した主な要因は、共済組合負担金や職員給の減などにより、人件費は減少したものの、年金生活者等支援臨時福祉給付費の皆増などで扶助費が大幅に増加したことによるものです。なお、公債費は、前年度に比べ0.3%の増にとどまっています。投資的経費は、前年度に比べ53.7%と大幅に増加

し、歳出総額に占める割合は14.1%で、前年度に比べ4.3ポイント上昇しています。投資的経費が増加した主な要因は、災害復旧事業費は減少したものの、新クリーンセンター建設工事及び庁舎・振興事務所整備事業などによる普通建設事業費が増加したことによるものです。その他の経費のうち、物件費は、地方版総合戦略に基づく地方創生加速化交付金事業に係る委託料などの増により、前年度に比べ5.3%増加し、歳出総額に占める割合は13.4%で、前年度とほぼ同じであります。

補助費等は、プレミアムつき商品券等の地域消費喚起・生活支援型事業費及び地場産農産物を活用した地域経済循環創造事業費の皆減などにより、前年度に比べ6.9%減少し、歳出総額に占める割合は7.0%で、前年度に比べ1.0ポイント低下しています。

繰出金は、萩原庁舎・振興事務所整備事業に伴う簡易水道事業特別会計などへの基準外繰出金の増などで、前年度に比べ3.3%増加し、歳出総額に占める割合は15.6%で、前年度に比べ0.4ポイント低下しています。

今後は、社会保障関係費や公債費などの義務的経費の大幅な増加に加え、特別会計等への繰出金や公共施設の維持、更新に要する経費の増加が見込まれ、財政構造の硬直化が一層進むものと思われまます。こうしたことから、事務事業の見直しによる歳出の削減に向けた一層の取り組みを望むものであります。

次に、一般会計の財政構造を見ますと、まず実質収支比率は2.6%で、前年度に比べ2.6ポイントと大幅に低下しています。これは、実質収支額が前年度に比べ3億6,557万4,933円、49.9%減少したためです。財政力指数は、平成21年度以降、漸減傾向にあり、前3年度の平均値で0.357となり、前年度に比べて0.011ポイント低下し、前年度と同様、合併後最低となりました。

なお、平成27年度の県内市の単純平均0.62と比較すると、著しく低い状況にあります。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.5%で、前年度に比べ0.3ポイント低下し、3年連続して改善されたものの、依然として適正水準を上回っていることから、財政の硬直化は続いていると言えます。なお、平成27年度の県内市の加重平均は86.1%で、本市はこれをやや上回っています。また、比率が改善した主な要因は、比率計算式の分母である市税、地方交付税等は減少したものの、分母に加えられる臨時財政対策債が大幅に増加したためです。実質公債費比率は12.8%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇し、わずかながら悪化しています。

次に、歳入構造を見ますと、一般財源比率は64.8%で、前年度に比べ3.8ポイント低下しています。また、歳入構造の安定性と自主性を示す経常一般財源比率は、前年度に比べ1.3ポイント上昇し、103.8%と100%を上回っていますが、臨時財政対策債を経常一般財源収入額から除くと99.3%となります。

一般会計の市債残高は、206億9,541万929円で、前年度に比べ9億359万5,991円、4.2%減少しています。当年度における発行額は19億824万5,000円で、前年度に比べ127.1%と大きく伸びており、元金償還額は28億1,184万991円で、前年度に比べ1.8%の伸びにとどまっています。市債残高の構成比は、臨時財政対策債が39.2%と最も多く、次いで合併特例事業債が33.9%で、数年

後に償還のピークを迎えることとなります。また、過疎対策事業債は12.1%となっています。市債の多くを占め、地方交付税の代替財源とされる臨時財政対策債の当年度における発行額は、6億3,624万5,000円で、前年度に比べ2億4,824万5,000円、64.0%増加しています。発行額は、平成25年度から抑制され、前々年度は発行可能額の52.9%、前年度は47.4%でしたが、当年度は発行可能額の全額となっています。今後、新たな行政需要に対応するための一般財源の確保は困難さが増すことが予想され、臨時財政対策債発行可能額の全額発行は余儀なくされるものと思われます。ついては、元利償還金相当額の全額が、後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっているとはいえ、市の債務であることに変わりはないため、今後も引き続き、発行抑制の方針を財政規律の一つとするも、有利で計画的な活用をされることを要望します。

一方、一般会計の基金残高は133億1,786万1,000円で、前年度に比べ3億3,825万6,000円、2.6%増加しています。主な内容を見ますと、財政調整基金は一部取り崩しがあつたものの、地方財政法の規定による積み立てなどで4億4,789万2,000円が積み増しされ、84億2,209万4,000円となっています。公共事業基金は一部積み増しされたものの、庁舎・振興事務所整備事業費充当で差し引き6,657万円が取り崩され、11億9,860万6,000円となっています。合併以来、遡増してきた財政調整基金は、一般財源確保のため、今後さらに大幅に取り崩さざるを得ない状況になることが確実視され、臨時財政対策債の発行とともに、不足する財源確保の柱となるものと思われることから、中・長期的な財政見通しのもとに、計画的に運用されることを要望します。

次に、9特別会計の決算額は、歳入総額129億3,767万6,491円、歳出総額121億5,862万2,696円で、前年度に比べ、歳入は1.0%、歳出は0.4%とわずかながらそれぞれ増加しています。形式収支は7億7,905万3,795円で、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支は全ての会計で黒字となっており、前年度に比べ11.5%増加しています。

特別会計の収入未済額を見ますと、7会計で1億9,623万6,045円となっており、前年度に比べ1,265万2,200円、6.1%減少しています。うち、主なものは国民健康保険税が1億5,731万81円で、前年度に比べ1,031万8,140円、6.2%減少しています。収納率を見ますと、現年課税分と滞納繰越分を合わせて82.99%となっており、前年度に比べ0.63ポイントとわずかではありますが、向上したことは一定の評価をすところではあります。下水道事業の分担金及び負担金と使用料及び手数料の収入未済額は、2,080万4,706円で、前年度に比べ310万411円、13.0%減少しています。簡易水道料金収入未済額は、961万9,915円、収納率は、現年分、滞納分を合わせて97.9%で、収入未済額とも前年度とほぼ同じであります。また、特別会計における不納欠損額は、3会計で953万7,831円となっており、前年度に比べ197万9,609円、17.2%減少しています。特別会計が持つ独立採算制の観点から、市民が負担する特定の歳入と負担の公平性の確保は、特に重要であることから、収入未済額や不納欠損額の縮減に向けて、なお一層の努力をされることを望むものであります。

特別会計の市債残高は、4会計183億2,868万2,254円で、前年度に比べ11億6,951万6,090円、6.0%減少しています。構成比は、79.2%が下水道事業特別会計で、そのほとんどを占め、次に

多いのは簡易水道事業特別会計で20.0%となっています。発行額は3億5,520万円で、落合浄水場改良工事等に伴い、前年度に比べ9,110万円、34.5%増加しています。元金償還額は15億2,471万6,090円で、前年度に比べ1,139万1,494円、0.8%増加しています。

特別会計の基金残高は、6会計13億1,820万5,000円で、前年度に比べ7,945万円、6.4%増加しています。積立金の主なものは介護保険基金の1億3,056万4,000円で、取り崩しは下水道施設整備基金で、一部積み立てがあったものの差し引きで6,303万2,000円が取り崩され、2,326万3,000円となり、前年度に比べ73.0%減少、同基金の枯渇が懸念されるところです。

一般会計からの繰入金は、7会計28億6,710万5,708円で、前年度に比べ1億551万6,439円、3.8%増加しています。繰入金の主なものは、下水道事業特別会計の公債費財源繰入金等の15億5,261万6,000円、介護保険特別会計（保険事業勘定）の介護給付費等の5億1,238万7,000円となっています。基準外繰入は、9,823万3,000円、萩原庁舎・振興事務所整備事業に伴い、簡易水道事業特別会計などで前年度に比べ大幅に増加しています。繰入金は増加傾向にあり、今後、一般会計の負担が増大することが懸念されます。特別会計には自立性が求められているところですが、人口減少、高齢化社会の進展などの社会環境の変化や、施設の老朽化などにより、財政見通しは極めて厳しいものとなっています。こうしたことから、自立度を高めるために、受益者負担の見直しを含め、適切な財源の確保や徹底した事務事業の見直しに一層努力されることを望むものであります。

また、下水道事業と簡易水道事業は、地方公営企業法を全部適用し、平成31年度に簡易水道事業を、また平成32年度に下水道事業を公営企業会計へ移行させることで現在準備が進められているところですが、損益、資産がより明確化されることなどにより、一層の経営改善が図られることを期待するものであります。

また、介護保険料の収納事務において、不適正な事務処理により、多くの還付未済金及び二重還付が発生しています。原因は、職員の事務に対する理解不足ということですが、加えて、内部チェック体制の甘さや部署内の連携不足が上げられ、潜在的には、職員の定数削減が進む一方で、行政ニーズが多様化する中での、業務の個人完結型の弊害が考えられます。今後、市民の信頼を損なうことのないよう、適正な事務の執行に努めるとともに、平成26年度の定例監査で意見を述べたところですが、内部統制体制の確立に向けた取り組みを一層強化されることを望むものであります。

職員のコスト意識に係る次のような事例がありました。萩原庁舎・振興事務所の移転に伴い、トイレ設備の移設修繕工事がわずかな費用で行われ、移転に伴う整備経費が削減されていました。ここでは多くを上げることはできませんが、こうした取り組みは他の範となるものであり、今後、全ての職員が常にコスト意識を持って職務の遂行に当たられることを切に要望するものであります。

今後における本市の財政を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少や地価の下落などによる税収の伸び悩みや普通交付税の減少などに加え、新クリーンセンター建設、庁舎・振興事務所の耐震

化に伴う整備などの大型事業や、社会保障関係費や公債費の増加、公共施設の維持・更新投資などで、今まで以上に厳しいものになることが予想されます。こうした中で、第2次総合計画や下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そしてこれに連動した地域再生計画は、本市の将来を左右する重要な施策となっています。そこで、これらの重要施策を担保するのは財政計画であることから、数値目標を掲げた新たな財政計画を策定されることを要望し、結びとします。

次に、55ページをごらんください。

平成28年度下呂市基金運用状況の審査結果について御報告いたします。

審査の対象は、育英資金基金を初めとする4基金で、審査に付されました基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿との照合を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

審査の結果は、基金の運用状況に関する調書の計数については、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況については妥当であると認められました。

次に、61ページをごらんください。

平成28年度下呂市公営企業会計決算の審査結果について御報告いたします。

審査の対象は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業会計決算で、審査の期間は6月27日から6月28日までです。

審査の手続は、審査に付されました決算報告書、財務諸表及び附属書類について、関係法令に準拠して作成され、経営状況及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等を実施しました。

審査の結果は、審査に付されました決算報告書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財務状態が適正に表示されているものと認められました。

次に、各会計について所見を述べさせていただきます。

決算概要の後の70ページ中段の結びをごらんください。

まず、下呂市水道事業会計決算の状況は、給水状況の推移を見ますと、平成28年度末の給水人口は6,677人で、過去5年間で5.6%減少、給水件数は3,111件で、過去5年間で2.4%減少しており、それぞれ漸減傾向にあります。年間総配水量は232万3,066立方メートルで、前年度に比べ1万3,361立方メートル、0.58%増加、これに対し、年間総有収水量は176万438立方メートルで、前年度に比べ4万6,849立方メートル、2.7%増加しています。有収水量の伸びが配水量の伸びを上回ったことにより、有収率は前年度より1.59ポイント上昇して75.78%となっています。用途別の有収水量は、一般家庭用や官公署用などは減少し、旅館保養所用や営業用は増加しています。中でも全体の約半分を占める旅館保養所用の有収水量は、前年度に比べ5.6%と大幅に増加しています。平成27年度の総務省水道事業経営指標における給水人口規模による類型別の有収率は、全平均で79.30%となっており、これと比較すると本市は下回っています。有収率の向上は、水道施設の効率性を高め、直接利益に反映されることから、引き続き、漏水対策に重点を置いて事

業を推進されるよう望むものであります。

次に、経営成績を見ますと、営業収益は2億3,143万5,920円で、前年度に比べ給水収益の増によって、478万280円、2.1%増加しています。一方、営業費用は2億3,632万4,594円で、前年度に比べ、主に電力自由化による電気料金の見直しなどに伴う原水及び浄水費の減、給水区域拡張基本計画策定業務委託料の皆減などに伴う配水及び給水費の減、職員給与費などの総係費の減により、1,169万8,859円、4.7%減少しています。その結果、経営改善が図られたものの、営業収支において488万8,674円の営業損失が発生し、経営の健全度を示す営業収支比率は97.9%となり、前年度に比べ6.5ポイント改善されましたが、3年連続して100%を下回っています。営業損失に営業外収益、営業外費用を加減した結果、325万7,876円の経常利益が計上され、経常利益に特別利益、特別損失を加減した当年度の純利益は、85万6,061円となりました。総収支比率は、前年度に比べ12.7ポイントと大幅に上昇し、100.3%となっています。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、8,216万7,021円となっています。1立方メートル当たりの供給単価は、前年度より77銭減少して131円35銭で、これに対し、給水原価は、前年度より10円79銭減少して130円49銭となっており、当年度は86銭の差益が生じています。この結果、料金回収率は100.7%となりました。

次に財政状態を見ますと、財務の安全性を示す自己資本構成比率は75.5%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇しています。比率は高いほどよいとされ、平成27年度の総務省水道事業経営指標の全国平均66.07%を上回っており、良好な状態と言えます。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は1033.8%、前年度に比べ101.9ポイント上昇しています。これは、現金・預金の増などによる流動資産が増加したためです。なお、この比率は200%以上が望ましいとされています。企業債未償還残高は9億1,590万4,021円で、当年度は償還のみで新規の発行はなく、前年度に比べ2,477万8,933円減少しています。

今後の水需要の見通しは、人口減少に伴い給水人口は減少しますが、旅館保養所用の有収水量が全体の約半分を占めるという本市の特徴から、流動的な部分があると言えます。こうした中で、耐震化を含めた浄水場及び取水場の整備は完了していることから、今後は、管路の老朽化に伴う更新が長期的な課題として残ることになります。このことについて、平成29年3月に策定された経営戦略において、計画的に管路の更新を行い、平成37年度までに耐震化率を10%とすることが目標とされていますが、多額の投資が必要になります。このため、収益の根幹である料金収入の見直し、包括的民間委託の推進など、今まで以上の経営改善を余儀なくされるものと思われま

す。水道事業は、市民の暮らしはもとより、観光産業等の経済活動を支える重要な社会資本であることから、安定的な経営基盤の確立に向けて、一層努力されることを望むものであります。

次に、77ページ下段の結びをごらんください。

下呂温泉合掌村事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入場者数は18万9,803人で、前年度に比べ4,653人、2.5%増加しています。うち、有料入場者数は18万4,873人で、前年度に比べ8,118人、4.6%増加、無料入場者数は4,930人で、前年度に比べ3,465人、41.1%減少しています。

経営成績を見ますと、営業収益は2億6,321万7,487円で、前年度に比べ有料入場者数の増加に伴う利用収益の増と販売収益の増により、780万7,496円、3.1%増加しています。一方で、営業費用は2億5,441万9,867円で、前年度に比べ、行政職員の1名減に伴い、一般管理費が減少したものの、日々雇用職員の3名増員に伴う賃金や施設の修繕費の増などに伴い、施設経営費が増加したことにより、981万313円、4.0%増加しています。その結果、営業利益は879万7,620円が計上され、営業収支比率は103.5%となり、大幅に上昇した前年度に比べ、0.9ポイントとわずかに低下しています。営業利益に、営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は975万139円となっています。当年度の純利益は、特別損益がないことから経常利益と同額で、総収支比率は前年度より1.0ポイント低下し、103.8%となりました。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、2,148万3,923円となっています。

次に、財政状態を見ますと、財務の安全性を示す自己資本構成比率は92.6%で、これまで企業債を発行していないことから高い水準を維持しています。短期的な支払い能力をあらわす財務比率で見ますと、流動資産の現金・預金は1億3,060万4,140円で、前年度に比べ2,319万9,233円、21.6%増加していることから、流動比率は475.1%となり、前年度に比べ30.7ポイント上昇しています。また、当座比率は448.2%で、前年度に比べ42.0ポイント上昇しており、いずれも望ましいとされる水準を上回っていることから、良好な状態と言えます。

公営企業の経営は、地方財政法第6条で、経理は特別会計を設けて行い、経費は基本的に経営に伴う収入をもって充てることとされ、独立採算制が経営の原則となっています。このため、収益の確保と経営の効率化を図り、黒字経営を維持することが求められています。

公営企業の中・長期的な経営の基本計画として、総務省より要請されている経営戦略の策定について、合掌村においては平成30年度に着手し、平成31年度までに策定されることになっています。その中で、経営の基本方針の設定に当たっては、これまで合掌村が果たしてきた役割を十分に検証し、公営で事業を行う必要性や合掌村事業の一義的な目的を明確にした上で、経営戦略を立てられるよう要望します。

最後に、86ページの結びをごらんください。

下呂市立金山病院事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入院延べ患者数は2万8,201人で、前年度に比べ3,950人、16.3%と大幅に増加し、外来延べ患者数は4万5,029人で、前年度に比べ942人、2.1%増加しています。また、病床利用率は78.0%で、前年度に比べ11.1ポイント増加しています。

経営成績についてを見ますと、医業収益は12億5,219万6,277円で、前年度に比べ1億732万2,092円、9.4%増加しています。医業収益の内訳を見ますと、入院収益は、前年度に比べ、患者1人1日当たりの診療収入は減となったものの、入院患者の増に伴い9,016万8,881円、15.0%増加しています。外来収益は、外来患者の増などに伴い、前年度に比べ1,252万3,501円、2.8%増加し、その他医業収益も前年度に比べ462万9,710円、4.5%増加しています。一方で、医業費用は14億1,145万7,813円で、前年度に比べ、正職員1名、臨時職員6名の増員などに伴う給与費の

増や、患者数の増に伴う薬品等材料費の増などにより、5,801万8,387円、4.3%増加しています。その結果、医業損失は1億5,926万1,536円となり、前年度に比べ4,930万3,705円、23.6%減少し、医業収支比率は、前年度に比べ4.1ポイント改善されて88.7%となっています。医業損失に医業外収益、医業外費用を加減した結果、9,374万4,155円の経常利益が計上されています。これは、主に医業収益の増に加え、一般会計からの繰入金の増などにより、医業外収益が8,490万8,401円、37.6%と大幅に増加したためです。このため、経常収支比率は、前年度より9.1ポイント改善されて106.4%となり、経常収支は合併以来、初めて黒字に転じました。経常利益に特別利益、特別損失を加減した当年度の純利益は9,283万3,022円となりました。当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金から当年度純利益を差し引いた11億6,146万1,151円となっています。

次に、財政状態を見ますと、当年度末の企業債未償還残高は、前年度に比べ7,089万1,800円、4.3%減少して、15億8,481万5,740円となっています。財務の安全性を示す自己資本構成比率は28.3%で、前年度に比べ4.0ポイント上昇しています。なお、平成27年度の県内市の病院事業における平均値は49.3%で、これを下回っています。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は129.8%で、前年度に比べ46.5ポイントと大幅に上昇しているものの、平成27年度の県内市の病院事業における平均値は326.8%となっており、これを大きく下回っています。

当年度は、9,374万円余りの経常利益が発生し、経常収支は大きく好転する結果となりました。これは、一般会計からの繰入金によるところが大きいと言えます。一般会計からの繰入金については、地方公営企業法第17条の2で、経費について、不採算部門等に要する経費は一般会計等が負担し、それ以外のものは基本的に経営に伴う収入をもって充てるという「経費の負担の原則」が定められており、当年度の繰入金は3億2,166万5,000円で、前年度に比べ6,766万5,000円、26.6%増加しています。

当年度決算は黒字になったとはいえ、依然として慢性的な赤字体質は続くものと予測されます。経営改善については、これまで病院一丸となって取り組まれ、一定の成果を得られているところですが、さらなる改善を目指し、平成29年3月に下呂市金山病院改革プランが策定されました。その中の経営形態の見直しについて、選択肢が絞られる中で、現在の地方公営企業法の財務規定のみの適用を全部適用とする方向性が示されています。全部適用によって、特に経営責任が明確化されることや、専門職員の配置や育成が図られるなど、経営の自主性、効率性の向上が期待されるところであります。これまでの総務省の調査によれば、この地方公営企業法の全部適用によって、大半の公立病院が経営の自主性、効率化に効果があったと回答していますが、法の全部適用は抜本的な経営改革となることから、導入に当たっては、金山病院にとって最適な経営形態となるよう、メリット、デメリットを十分に検証・分析されることを特に要望します。

以上で、平成28年度決算審査の結果報告といたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。認第1号から認第13号までの上程13議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第13号までの上程13議案につきましては、付託表のとおり、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月13日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時53分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月1日

議 長 伊 藤 嚴 悟

署名議員 6番 各 務 吉 則

署名議員 7番 宮 川 茂 治

